

韮崎市教育委員会教育長 殿

申請者 所在地 _____
団体名 _____
代表者名 _____ (印)
取扱者名 _____
連絡先 (電話) _____
(E-mail) _____

後援名義使用承認申請書

次の事業について、「韮崎市教育委員会」の後援名義を使用したいので申請します。

なお、経費その他経済的な援助は、一切求めません。

承認条件に違反した場合、又は申請事項が事実と相違した場合は、承認を取り消されても異議ありません。

1. 事業の名称
2. 開催期間 自 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時
至 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時
3. 開催場所
4. 入場料（出品料、参加料等）の有無 有 ・ 無

内 訳	(_____ 料) _____ 円	(_____ 料) _____ 円
-----	--------------------	--------------------

5. 事業の内容

主 旨		
目的・内容		
出演者等		
対象者		
参加者数		※見込み可
共催団体名		※予定可
後援団体名		

※当該申請書は、遅くとも事業実施予定日（印刷物掲載予定日）の1月前までに提出してください。

○裏面

1 添付資料

- ①団体の規約又は会則等（事業の主催者が国又は地方公共団体である場合を除く。）
- ②団体の役員名簿等（事業の主催者が国又は地方公共団体である場合を除く。）
- ③事業の概要、目的及びその計画を明らかにする書類（事業の開催要項又は企画書等）
- ④入場料等を徴収する場合は、収支予算書
- ⑤団体の過去の事業実績を明らかにする書類（事業案内、パンフレット、ちらし、プログラム、ポスター等）

2 注意事項

(1)主催者の基準

本市教育委員会の後援名義の使用承認を受けられるのは、次の団体となります。

- ①国又は地方公共団体
- ②学校及び学校の連合体
- ③公益法人、特別の法律に基づき設立された法人又はこれに準ずる団体
- ④教育行政の推進にあたり、本市教育委員会と協力関係を有すると認められる団体
- ⑤新聞、放送その他の報道機関、学術研究機関等
- ⑥①から⑤に掲げるもののほか、組織及び役員その他の構成員が明確であり、事業の遂行能力が十分と認められる団体

(2)対象となる事業の内容

後援名義を使用することができる事業は、次の要件をすべて満たすものとします。

- ①目的が明らかに教育、学術、文化、スポーツの普及向上に寄与するもの
- ②韮崎市民をはじめ、広範にわたって参加が可能な事業
- ③本市教育行政の推進の上で有意義であると認められるもの
- ④政治的又は宗教的活動を内容としないもの
- ⑤私的な利益を目的としないもの
- ⑥公序良俗に反しないもの、その他社会的な非難を受けるおそれのないもの

(3)その他

①後援名義の使用承認を受けた者は、当該事業が終了後速やかに次の書類を添付して実施報告書を提出するものとします。

- 1) 事業の実施内容を明らかにする書類（パンフレット、ちらし、プログラム、ポスター等）
- 2) 事業の収支決算書（入場料等を徴した事業に限る。）

②後援名義の使用承認後に、事業の目的、内容等を変更したことにより、承認することが適当でないとして認められる場合は、これを取消すものとします。